

(平成22年8月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係

4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月ごろから 45 年 9 月ごろまで

私は申立期間中、A社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所で正社員として間違いなく勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真、及び雇用保険の記録が昭和 45 年 8 月 1 日から同年 9 月 30 日までの 2 か月間確認できることから、申立人が申立期間の一部期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所では、申立期間当時の関係書類を保管していないため、当該期間における申立人の在籍状況、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

また、申立期間当時、申立事業所で一緒に働いていたとして申立人が挙げた元同僚のうちの一人は、申立事業所で申立人と一緒に勤務していたと供述しているものの、オンライン記録では、この元同僚の被保険者資格記録は、申立期間の後となる昭和 45 年 12 月 1 日から 46 年 1 月 1 日までの 1 か月間となっていることが確認できるのみであるところ、このことについて、この元同僚は、申立事業所では、勤務した初めの数か月間は厚生年金保険には加入していなかったと供述している上、別の元同僚二人も、勤務当初の 1、2 か月間は、申立事業所に係る厚生年金保険の加入記録は無いと供述していることなどを踏まえると、当該事業所では申立期間当時、一部の従業員をその雇用期間どおりに

は、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が挙げた複数の元同僚のほか、申立事業所における申立期間当時の加入記録のある別の複数の元同僚に聴取したものの、申立人が申立事業所で勤務していたことは覚えているとしながらも、申立内容を裏付ける供述等を得られない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 487

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は申立期間中、A社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が申立事業所の正社員として勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、A社と一緒に勤務していたとして唯一挙げた元同僚には、オンライン記録から申立期間を通じて同社における厚生年金保険の加入記録が確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録では、A社は平成 19 年 1 月 31 日付けで適用事業所ではなくなっており、当該事業所が名称変更後、同年 12 月 20 日付けで清算終了登記されているB社を親会社として引き継いだとするC社では、申立期間当時の申立事業所に係る関係資料を保管していないことから、当該期間における申立人の在籍状況、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

また、前述の元同僚は既に死亡している上、申立事業所に係る事業所別被保険者名簿に登載されている者のうち、連絡の取れた元同僚 16 人から聴取したものの、申立てに関する供述等が得られない。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録

が欠落したとは考え難い。

加えて、雇用保険の記録では、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月 6 日から 58 年 6 月 29 日まで

私は申立期間中、A社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所の正社員として間違いなく働いていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表者の妻の供述などから、申立人が申立期間当時、申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録では、申立事業所は、申立期間の後の昭和 63 年 5 月 12 日付けで適用事業所となっていることが確認できるのみである。

また、前述の申立事業所の元代表者の妻は、「申立事業所は、申立期間当時、従業員数が少なく、強制適用事業所に該当していなかったため、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しており、元代表者及びその妻は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

さらに、申立期間当時の申立事業所における元代表者は既に死亡しており、また、申立事業所では、当時の関係資料を保管していないことなどから、当該期間における申立人の在籍状況等は不明としている。

加えて、雇用保険の記録では、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年12月ごろまで

私は、昭和19年5月から20年12月ごろまでの間、A社B工場で勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が申立期間中、申立事業所において、女性三人一組で働いていた元同僚の一人には、厚生年金保険の加入記録が見つかったとのことだったので、私も厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた申立期間当時の元同僚二人の供述などから、申立人がA社B工場で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録及び事業所整理記号払出簿では、A社B工場という名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、オンライン記録では、申立事業所と名称が類似し、かつ、申立ての同一市町村内にあったA社C工場が、適用事業所として確認できるものの、当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿では、申立期間中、申立人はもとより、申立事業所に係る加入記録が見つかったとして申立人が挙げた元同僚を含む二人の氏名も無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

さらに、現存するA社本社では、申立期間当時の社会保険関係資料を保管していないため、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としているとともに、同社が保管している申立期間当時の賃金台帳等を確認したものの、申立人の氏名は見当たらないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。